

日本環境共生学会 会員規程

平成 10 年 3 月 14 日 設立総会制定
平成 11 年 8 月 9 日常務理事会一部改正
平成 12 年 5 月 12 日常務理事会一部改正
平成 27 年 3 月 11 日 理事会一部改正

(会員の資格および投票権)

第 1 条 会員は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 正会員

1) 個人会員 環境との共生に関する研究あるいは応用に関心のある者で、所定の入会手続きを済ませた個人。なお、大学院学生は個人会員とする。

2) 団体会員 環境との共生に関する研究あるいは応用に関心のある団体で、所定の入会手続きを済ませた団体。

(2) 学生会員 環境との共生に関する研究に関心を持つ学生、またはこれに準ずる者で、所定の入会手続きを済ませた者。

(3) 特別会員 日本環境共生学会(以下「本会」という。)の運営に、特に、協力を要請する法人等の団体および個人で、理事会の推薦により会長が委嘱した者。

(4) 名誉会員 環境との共生に関する領域で著しい業務を上げ、かつ、本会に対する貢献度の高い者で、理事会の推薦に基づき総会の推薦を得た者。

2 総会の議決および理事・監事・評議員の選出に係る会員の投票権は、正会員のみが所有する。なお、団体会員の投票権は、1 団体当たり 5 票とする。

(会 費)

第 2 条 本会の会員は、次の各号に掲げる会費を支払わなければならない。

(1) 正会員

1) 個人会員 年額 1 万円とする。但し、大学院学生の場合は年額 5 千円とする。

2) 団体会員 年額 1 〇 5 万円。但し、1 団体当たり 1 〇 以上とする。

(2) 学生会員 年額 5 千円とする。

2 特別会員および名誉会員は、会費を納めることを要しない。

(会員の事業参加)

第 3 条 本会の会員は、定款第 2 条で定める事業に優先的に参加することができる。

(入会の申込等)

第 4 条 本会に入会を希望する者は、会員 1 名以上の推薦を得た入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 入会申込書は、郵送または FAX で学会本部事務局宛てに送付すること。

(退会の届出等)

第5条 本会の会員で退会を希望する者は、退会届を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 退会届は、郵送またはFAXで学会本部事務局宛てに送付すること。

附 則 1 この規程は、平成10年3月14日から適用する。

附 則 2 この規程は、平成11年8月9日から一部改正する。

附 則 3 この規程は、平成12年5月12日から一部改正する。

附 則 4 この規程は、平成27年3月11日から一部改正する。